

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880

(

(



116

極秘
まで
部の内
号

中世 Goro...
4447

沖繩に関する戦略的検討について

昭和四三、七、三一
アメリカ局長

「本土防衛」の交換について

1 五月二十七日沖繩に関する「戦略的検討」の際、外務大臣は、
返還後の基地の地位に関する「わが方」の主張として「本土防衛」がわが国世
論の大要である旨を客観的に説明した。

2 今後「戦略的検討」を進めるに当たっては、返還後の基地の地
位がその核心になるわけであるが、返還交渉の見地から、わが
方の出発点を「本土防衛」として置くことの正当性については、
左の諸点を考慮する必要がある。

(1) 日本を含む東洋の安全保障の見地から、基地の地位は「本

土防衛」で終支えを以てするの相筋があるか。

(2) 交渉の結果、仮に「本土防衛」以外の結論に到達した場合、
わが方として(1)交渉を打ち切って施設権返還をしばらく見送る
か、あるいは(1)「本土防衛」以外の結論を引受け用意があ
るか。

(3) このような交渉のわが対米関係全般に及ぼす影響はな
いか。

(4) 交渉技術上の観点からすれば、事柄後及び基地の自由使用に
関するものであるにもかかわらず、特に施設権の付が問題である。す
なわち、仮に「本土防衛」で済むならば、

(5) 交渉を打ち切るべきか。

免れず、その結果は施政権運送運動を深刻化するよきこと、
反米気運を助長することとなる。

付 「本土並み」以上の自由を認めるよすれば、わが
方にもおなじぬその受入れの準備ができていなければならぬ
し。もし十分の準備なくして交渉の行がかり上受容せよと
すれば国内に混乱を招きすべく、またかくして認められた「自
由の自由」は必死以上に対米政策の材料となるであろう。
因 従つて、交渉成立の見通しのない限り「本土並み」をもつ
て交渉を開始することは本はた危険であり、しからずして
交渉を行なうよすれば、おなじぬわが方として受容せよと
「ある種の自由」に十分な準備を整へたる上、これを認

認る交渉を固執す入るべきである。

一 韓海の問題

▲ 施政権運送交渉の核心は韓海の問題であるが、韓海の問題
要件の判断は、第一線的には、極東の軍事制圧力の主権であ
る米国の判断にまたざるをえぬ。従つて、日米間の交渉は、
実質的には米側の軍事的判断と、韓海問題の政治的諸条件に立
脚するわが方の主張とをいかに調整するかという交渉となるで
あらう。

この点に關し、米側は、既に日本側を以て日本を含む極東
の平和と安全維持のため韓海諸島がいかなる状態にあるか、
日米双方にとも最大限の利益があるかについて、判断がある。

であり、強制的には米国はどの範囲に遡及して行かなければならぬ立場にある。よしてゐることは注目を要する。

2. 基地の地位に關し、「本土並み」を懸念する問題は、核兵器の持込み及び戦闘作戦行動のための自由使用の二点に關し、安保条約第六條の交換公文の事前協議をそのまゝ適用するや否やが中心の課題である。

事前協議は、本来特定の場合には承諾することを前提としたものであるから、もし極東の安全のため沖縄の果してゐる役割りに相應して、日本が遺憾なく承諾するであらうといふことであるならば、抑止力としての効果の点から多少の問題ありとするも、「本土並み」であつても差支えない筈である。この点に

關し、安保条約改訂交渉に當り、米側が事前協議の交換公文に同意した際、米国の軍当局としては、米施政權下の沖縄基地の存在を考慮に入れていたのであるりと強調せざるをえなかつた。しかも新条約になつてからの事前協議に關する日本政府の立場は、と竟米軍の行動を限制するにわづらひなく「禁止は」の議論であり、殊に核兵器に關しては、専ら三原則からしてはなかななる事態に立至るも持込みを認めずといふ立場と相違せざるをえなかつた。米側がなかに「本土並み」を懸念するとは如何し難い。

3. 核兵器及び戦闘作戦行動に關する自由使用の問題は、抑止力の主たる米国の側からすれば、いずれに關しても完全な自由を認むべきことと強調せざるを得ない。また抑止力の「本土並

「これを要求するならば、我々は条約上の義務を果す手段を与え
るに任じざる条約上の義務の余剰を成ぬるの限を以てしよの立場
をとることもあり入まざるである。しかしながら、施設機
器のためには、この間にもつて前記二つの自由使用の問題に
ついてなんらかの問題を検討する必要がある。

◆ 被兵器の問題

被兵器の進歩に伴って沖繩に被兵器を配備する必要があると考
えてくるという説は、たとえば、M-1の如き、中程距離の
サイルについては妥協するであろうが、同時に最新被兵器の進
歩は被兵器配備の必要を感ずる被要にもなると思はれる。今
後沖繩の被兵器の問題は、

(1) 沖繩自衛を防御するための最新被兵器配備。

(2) 局地戦用被兵器の配備。

(3) 後のオプン・インがあるという事案の阻止の放棄。
等であると思はれる。

よむが方よりすれば、被兵器持込みに対する抵抗は皆分まらぬ
で強いのがあるべく、施設機運送に當り、明示的に被兵器の存在
を認めることはおそらく不可能である。従つて我側に対しては、
「特殊の国民感情」の理由から「本土並み」を主張することにな
るが、その際、我側は前記何れについて、非難等陳述をかける
持込被兵器についてのなんらかの保証を成ぬることの予断され
またゆたつて、果して一週の後沖繩被兵器配備は成するや否やは

最後まで問題になるかと思われぬ。

② 仮令にしても、わが方は非常事態にやける辦法には關して
事前協議の交換公文に加えて、なんらかの協議を乞ふ、當時準備
は行なわぬことを条件に照得する必要があり。

Ⅲ 戦時作戦行動のための自由使用

Ⅰ 沖縄は極東における有力なる前進強進基地の役割りを擔つて
いるから、本側が事變勃発の際直ちにこれに取附して強進し、
る自由を確保することは明かである。現状の問題として米國
が沖縄を戦時作戦行動のための前進基地として最も重視してい
るのは、朝鮮半島にやいて戦事突発の場合であると考えられる。
このような事變はわが國の安全に直接重大な影響を及ぼす場合であ

つて、わが方としても當然これを認めるべきである。台湾海峡
にやいて戦時が起る場合が次に考へられよう。マ、エオオム島
等線群島は五三による南洋交通のよりの事變は可成り重要であ
らうと思われぬ。

Ⅱ 戦時作戦行動のための自由使用については、以上のごとく思
ひ入り事變を条件との間で詳細に検討し、極東の安全のため
事變勃発の例外たる場合を認める必要があると思われぬ。朝鮮
半島の事變のこともまはこれに該当するが、露命の増強によつて
も、突発事件に対する反撃の自由について十分考慮されなけ
ればならぬである。もとより入り事變をいふことごとく
想定して、基地使用の態様を考へて行くことは必要である。

であるが、ウエーそのほかについては既述の合意を固く、これを
東部諸國の交渉公文との関連にならざるべき形にせよとせざるべき
である。

東部諸國の交渉

すでに入れたとあり、若しこの地位の問題は、禁止力として協
定を自由使用の懸念と、わが方の政治的懸念の懸念を固くし
てあるので、東部諸國がわが国民の懸念であるとして、政
治的懸念の故に軍事的使用を無視することはわが國にとつて懸
念である。もし前記の懸念の懸念がわが方として懸念であ
るならば、これを懸念として懸念を固くすることわが國自身の懸
念を懸念することであると考えられる。

東部諸國の交渉については、東國政府は既に懸念可能な目を懸念す
るとしてあり、わが方が懸念を可能なものとするより懸念を固
くすること懸念してあるものと懸念を固くする。東部諸國の東
國の傾向として、平和維持のための責任分担を懸念し、さら
に、エトナム以後に懸念するに懸念する懸念の傾向の懸念も
ある現在、わが方がいかなる態度をとつて行くにせよ、東國の
これらの懸念も十分念頭に置いて懸念すること懸念である。